

処方医師登録要件

処方医師登録要件については、2023年11月24日に開催された第13回サリドマイド及びレナリドミドの安全管理に関する検討会でのご議論を踏まえ、以下のとおり変更する方針としております。詳細については、参考資料として新旧対照表を提出いたしますのでご参照ください。

	変更後（第9版改訂案）	変更前（第8版）
登録医師要件	<p>【多発性骨髄腫の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本血液学会認定血液専門医 同一医療機関にて日本血液学会認定血液専門医と連携（直接指導を受ける）が可能である医師 TERMS 委員会の審議により、患者の治療アクセスに制限があり、専門医との連携が可能であることが確認され、専門医と同等の知識と経験を有するかどうかを踏まえて、総合的に判断して、処方医師として登録することが差し支えないと判断された医師（以下「特例医師」とする）。ただし、専門医と同等の知識と経験を有すると確認できない特例医師にあつては、患者ごとにTERMS 委員会の承認を得るものとする。 	<p>【多発性骨髄腫の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本血液学会認定血液専門医 日本血液学会認定血液専門医と連携が可能である医師 上記以外にあつては、TERMS 委員会にて評価し、藤本製薬株式会社が登録して差し支えないと判断した医師
患者登録手順	<p>6.3.2. 登録通知</p> <p>6-③ 患者</p> <p>登録申請を受けた藤本製薬株式会社は、申請内容を確認後に登録を行い、・・・患者の登録を通知する。ただし、専門医と同等の知識と経験を有すると確認できない特例医師である場合には、患者ごとにTERMS 委員会の承認を得ることとする。</p>	<p>6.3.2. 登録通知</p> <p>6-③ 患者</p> <p>登録申請を受けた藤本製薬株式会社は、申請内容を確認後に登録を行い、・・・患者の登録を通知する。</p>